

栃木労働局「**今月(2月)のおすすめ情報**」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ  
> 今月のおすすめ情報



栃木労働局の  
公式SNS↓



# ~今月のおすすめ情報~



## ① 冬季は転倒リスクが高まります。転倒災害防止の徹底をお願いします！

冬季は、積雪や凍結により転倒リスクが高まります。特に、屋外通路、駐車場、建物「ころばNiceとちぎ」の出入口は注意が必要です。

「あわてず、あせらず、あなどらず」を肝に銘じつつ、「ころばNiceとちぎ」転倒予防体操の実践と「Aない声かけ運動！」に取り組みましょう。

2月は特に次の取組を心掛け、転倒災害防止の徹底を図りましょう。

- 時間に余裕をもって、急がず、小さな歩幅で歩きましょう
- 屋外通路や駐車場などは除雪・融雪し、凍結防止剤を散布しましょう
- 凍結しやすい場所などの危険マップを作成し、適切な履物を着用しましょう



「Aない声かけ運動！」



## ② 求人掲載時の営業電話のトラブルにご注意ください！

最近、ハローワークで求人を公開した際に、求人広告サイトを運営する事業者等から電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事案が発生しています。

そのため、求人広告サイトを運営する事業主等と契約して求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には、「事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約」を行ってください。

なお、ハローワークに求人をご提出いただく際に、『ハローワーク以外の事業者からの営業はお断り』や『求人掲載の営業はお断り』などの文言を記載することや、インターネットで公開する際には採用担当者の方のお名前や電話番号を非公開にするといった対応も可能ですので、お気軽に管轄のハローワークの求人担当にご相談ください！



## ③ 令和6年4月から障害者の法定雇用率が引き上げられました！

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。法定雇用率は今後も段階的に引き上げられます。

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<b>2.5%</b>	⇒	<b>2.7%</b>
対象事業主の範囲	43.5人以上		<b>40.0人以上</b>		<b>37.5人以上</b>

令和7年4月1日から除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます。



## ④ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、雇用保険制度が変わります！

令和7年4月より新たな雇用保険制度が創設されます。

### 1. 出生後休業支援給付の創設

両親ともに育児休業を取得することを促進するため、子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に被保険者とその配偶者の両方が**14日以上**の育児休業を取得する場合に、**最大28日間**、休業開始前賃金の13%相当額を出生後休業支援給付として給付し、育児休業給付とあわせて**給付率を80%**とします。

### 2. 育児時短就業給付の創設

育児期を通じた柔軟な働き方を推進するため、被保険者が2歳未満の子を養育するために、時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給します。



## ⑤ 令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付制度の給付率が変わります！

雇用保険被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の賃金が60歳時点の賃金の75%未満になった状態で就労する労働者に対し、65歳に達するまでの期間について、60歳以後の各月の賃金の最大15%を支給しているところですが、令和7年度から新たに60歳となる労働者への給付率が10%に縮小されます。



## ⑥ (令和6年) 栃木県の最低賃金について

**地域別最低賃金** ※栃木県内で事業を営む使用者とその事業に使用される労働者に適用されます。

【効力発生日：2024（令和6）年10月1日】 ◆栃木県最低賃金 時間額 1,004円

**特定最低賃金** ※18歳未満または65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

【効力発生日：2024（令和6）年12月31日】 ◇電子部品等製造業 時間額 1,056円

◇塗料製造業 時間額 1,109円 ◆自動車・同附属品製造業 時間額 1,064円

◆はん用機械器具製造業 時間額 1,055円 ◇計量器等製造業 時間額 1,056円

注) 1 令和6年度においては、「各種商品小売業」最低賃金の改定はありません。

2 「各種商品小売業」最低賃金の適用産業の労働者（適用除外労働者を除く）については、令和6年10月1日以降「栃木県最低賃金（時間額）1,004円」が適用されます。

○最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています、ご活用ください。

**\* キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）**

【問合せ】助成金事務センター TEL：028-614-2263

**\* 働き方改革推進支援センター相談窓口**

【問合せ】栃木働き方改革推進支援センター TEL：0800-800-8100

栃木県最低賃金の特設ページはこちら

キャリアアップ助成金についてはこちら

事業主の皆様へ  
賃金引き上げ特設ページを開設！詳しくはこちら

厚生労働省

## ⑦ 改正育児・介護休業法・次世代育成支援対策推進法

○男女ともに子育てや介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備等をさらに進めていくため、育児・介護休業法等が改正され、令和7年4月1日から順次施行されることとなりました。今回の改正により、事業主の皆様におかれましては**就業規則の見直しが必要**になります。

○次世代育成支援対策推進法の改正により、令和7年4月1日から**一般事業主行動計画策定・変更時**に次のことが義務付けられます。（対象：常時雇用する労働者が101人以上の企業）

① 計画策定時の**育児休業取得状況（※1）や労働時間の状況（※2）把握等直近の事業年度について把握**（PDCAサイクルの実施）

② **育児休業取得状況（※1）や労働時間の状況（※2）に関する数値目標の設定**

（※1）男性労働者の「育児休業等取得率」又は男性労働者の「育児休業および育児目的休暇の取得率」

（※2）フルタイム労働者1人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数等の労働時間の「育児休業および育児目的休暇の取得率」

【問合せ】栃木労働局 雇用環境・均等室 TEL：028-633-2795

就業規則の簡易版はこちら

## ⑧ 労働者の人材育成に人材開発支援助成金を活用しませんか？

**人への投資促進コース**・・・eラーニング等の定額受け放題サービスで目的や職種などに合わせた効果的な訓練を実施した場合の**定額制訓練**、労働者が自発的に受講した訓練経費を負担する事業主へ助成の**自発的職業能力開発訓練**、他デジタル人材、高度人材を育成する訓練の訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度。

**事業展開等リスクリング支援コース**・・・企業の持続的な発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化を図るための人材育成に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度。

【問合せ】栃木労働局助成金事務センター TEL：028-614-2263

## ⑨ オリジナル愉快ロゴを作りました！

栃木労働局は、宇都宮市が実施している「愉快ロゴ連携プロジェクト」に参加し、労働基準行政、職業安定行政、雇用環境・均等行政の3行政でオリジナルロゴマークをつくりました。

今後、ロゴを使って「労働災害撲滅」、「ハローワーク職業訓練」、「男性育休」をPRしていきます！

ゼロ災 愉快だ 宇都宮

ハロ訓 愉快だ 宇都宮

パパ育 愉快だ 宇都宮